



2024年5月27日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL: <https://www.beatholdings.com>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号: 9399)
連絡先 IR室マネージャー
高山 雄太
(電話: 03-4570-0741)

株式併合による1株に満たない端数株の買戻し及び消却に関するお知らせ

本日、取締役会は、ケイマン諸島の会社法に基づき、株式併合による1株に満たない端数株を買戻し・消却することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買戻し及び消却の概要

当社は、2023年12月27日開催の2023年 定時株主総会の決議に基づき、2024年3月27日を効力発生日として、発行済並びに未発行の普通株式、優先株式及び劣後株式を100株につき1株の比率をもって併合する株式併合を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数株の処理につきましては、取締役会において、ケイマン諸島の会社法に基づき、2024年5月30日付で買戻し・消却することを決議いたしました。

2. 買戻し及び消却の内容

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 買戻し及び消却する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 買戻し及び消却する株式の総数 | 2,042.81株 |
| (3) 買戻し及び消却と引換えに交付する金銭の総額 | 買戻す株式の総数に、株式併合の効力発生日(2024年3月27日)の東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の終値に100を乗じた金額を、乗じた金額 |
| (4) 買戻し及び消却日 | 2024年5月30日 |

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。